

つくろう・のぼそう！スポーツプロジェクト 「つくる」プログラム スポーツ活動奨励事業 実施要項

1 目 的

小学生を対象に小学校の体育授業や学級活動・特別活動のほか、総合型地域スポーツクラブにおける活動等へ、専門の指導者を派遣し、小学校期子どもたちが運動やスポーツを実践する機会を提供する。

2 主 催

岡山県 岡山県教育委員会

3 実施期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日

4 実施主体

小学校 総合型地域スポーツクラブ

5 対 象

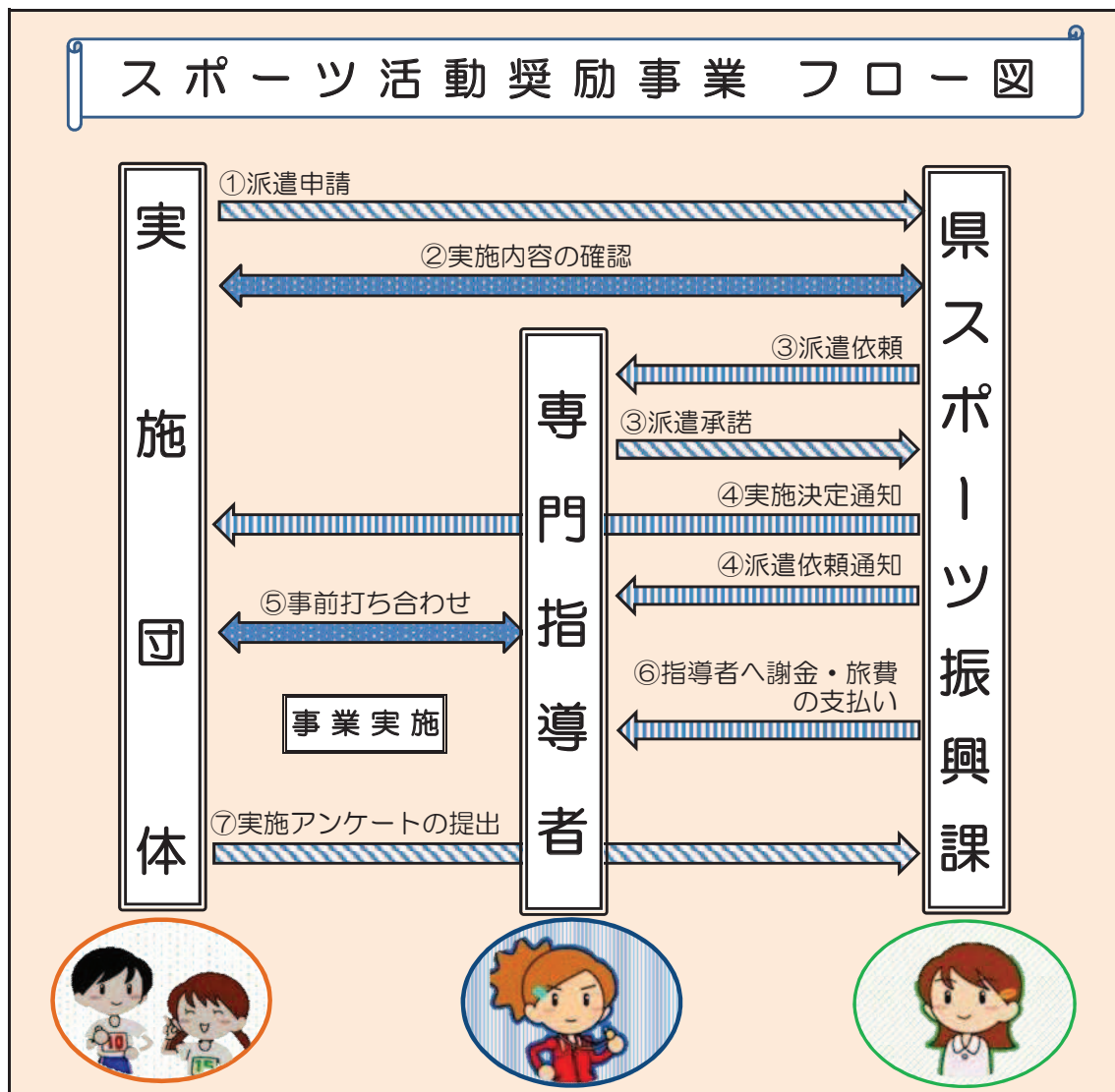
小学生（小学校・総合型地域スポーツクラブ所属の児童）

6 事業内容

さまざまな運動やスポーツを実践するために、小学校や総合型クラブに専門指導者を派遣する。

7 その他

- (1) 派遣指導者は、当該競技団体等へ依頼する。
- (2) 主な種目は、陸上運動・器械運動・水泳・ボール運動を中心とする。
- (3) 実施する学校や地域の特色、児童の実態を踏まえ、1～3回の範囲で別紙「実施計画(兼申請書)」を作成し、県スポーツ振興課へ直接申請する。
- (4) 令和4年度においては、小学校・総合型地域スポーツクラブ10～12団体程度を公募するが、申請状況(実施回数)によってはこの限りでない。
- (5) 1校・1団体につき、原則1回の申請とする。
- (6) 派遣指導者は、1校・団体につき2名を上限とする。
- (7) 学校における実施にあたっては、学校教育活動の一環として行う。
- (8) 総合型地域スポーツクラブにおける実施にあたっては、2時間単位とする。
- (9) 実施する会場は、学校のみならず、公共の運動施設の利用が可能である。
- (10) 指導者の派遣に関すること(依頼・指導経費)、会場使用料(公共の運動施設利用の場合)等については、予算の範囲内で県が負担する。



【事業実施までの流れ】

- ①専門指導者の派遣を希望する団体から、実施計画書（兼申請書）を提出
《実施団体 → 県スポーツ振興課》
- ②実施内容を確認し、実施に適した派遣指導者を選出
《実施団体 ↔ 県スポーツ振興課》
- ③専門指導者へ派遣の対応の可否
《県スポーツ振興課 → 専門指導者 → 県スポーツ振興課》
- ④派遣日時、派遣する指導者等、実施団体へ派遣決定通知を送付し、指導依頼を指導者へ送付
《県スポーツ振興課 → 実施団体・専門指導者》
- ⑤実施団体において、専門指導者と実施内容等打ち合わせ
《実施団体 ↔ 専門指導者》
- ⑥実施後に県スポーツ振興課から専門指導者へ謝金・旅費の支払い
《県スポーツ振興課 → 専門指導者》
- ⑦事業終了後、実施アンケートを県スポーツ振興課へ提出
《実施団体 → 県スポーツ振興課》